

提言『博物館法改正へ向けての更なる提言
～2017年提言を踏まえて～』（2020年8月27日）

（第24期日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会）

小佐野 重利

日本学術会議連携会員 東京大学名誉教授

（2021年2月9日／24日 報告）

日本学術会議（1949年1月～）

職務

- 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

役割

- 政府に対する政策提言
- 国際的な活動
- 科学者間ネットワークの構築
- 科学の役割についての世論啓発

- ◆ 昭和24（1949）年9月6日 衆・参議院議長あての申入『文化財保護法制定について』、国立博物館などの文化財保護委員会への所属には消極的な同意
- ◆ 第17期日本学術会議芸術学研究連絡委員会、報告『国立博物館（芸術系）・美術館の今後の在り方について—独立行政法人化に際しての調査研究機能の重視、評価の適正化など—』、2000年7月29日
- ◆ 第20期日本学術会議学術・芸術資料保全体制検討委員会、声明『博物館の危機をのりこえるために』、2007年5月24日
 - 現状の学芸員制度に加えて、多様な社会的ニーズに適切に応える優秀な人材を養成する新たな学芸員制度の構築を検討する。
 - 博物館の設置目的にしたがった点検、評価をおこなう博物館評価機構のような組織の設置を検討する。

日本学術会議と博物館法

◆ 第 21 期日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、提言『地域主権改革と博物館—成熟社会における貢献をめざして—』、2011年8月3日

← 地方分権改革推進委員会第3次勧告における博物館法の見直し勧告

- ① 第 12 条の博物館登録の要件を廃止又は条例委任とする。
- ② 第 21 条の博物館協議会の委員の資格を廃止又は条例委任とする。

提言

- (1) 博物館の存立に一定の質を担保しうる普遍性のある基準が必要である。
- (2) 博物館があるべき質を保ちながら進化・発展するために、
登録制度は必要である。
- (3) 地方分権委員会のめざす「地方が主役の国づくり」において、
博物館の役割はきわめて重要である。

二つの提言

◆第 23 期日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

提言『21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて』（2017年7月20日）

（1）博物館法の改正による新たな登録制度への一本化

（2）博物館の水準を向上させる新登録制度の設計と研究機能の充実

◆第 24 期日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

提言『博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～』（2020年8月27日）

2020年の提言等の内容

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への転換

現状との乖離が著しい登録博物館制度から、日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証博物館制度への転換を提言する。

(2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

認証博物館を一級、二級に区分した新たな認証博物館制度を構築する。

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

「一種学芸員」と「二種学芸員」に区分した新たな学芸員資格の導入。

(4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

(5) 文化省（仮称）の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

博物館の運営改善と機能強化を支援する国家的な文化政策を立てるためには、文化庁が文化省（仮称）に拡充改編されることが望ましい。

認証博物館制度

新学芸員制度

提言(1) なぜ登録から認証制度への転換か

・登録制度は、「賞味期限切れ」?

当初は保護助成として、公立博物館には国からの補助金の交付、私立博物館には税制優遇措置を受ける主体を選別する機能を果たす制度 → 地方分権推進委員会の勧告や三位一体の改革によって公立博物館への施設・設備整備補助金の廃止 → 登録するメリット激減

・論拠 平成19(2007)年の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第5回会議(同年1月19日開催)の配布「資料2」(未公開)に、登録事務を所掌する各都道府県に対して文科省がおこなったアンケート調査の結果

・都道府県1県あたりの平均の博物館登録申請の処理件数が年当たり0.43件、登録後、登録時に備えていた要件を当該博物館が引き続き維持しているかの定期的な確認を行っている県は、約15%にすぎない。

・登録審査事務実施を通じた問題点としては、審査のノウハウを維持できていないと回答した都道府県48のうち32、審査する側に博物館の専門的知識がないと回答した都道府県が23あるなど、現状の審査体制に問題があることが報告された。←確認・更新審査は不可能

・認証制度は新鮮で、注目を集めるか? ←イギリスなどの認証(accreditation)制度を参照して、
◎認証の申請要件のミニマム化 ◎博物館の設置主体の制限の撤廃

提言(2)

認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

課題

- ① 認証の申請受付先（都道府県？）と認証審査・定期的な検証評価の機関先（第三者機関）を分けるか
- ② 移行措置 ← 現登録博物館の不利益排除措置
- ③ 認証博物館を一級認証と二級認証に区分する基準の策定（施設規模、学芸員・職員数、活動・運営状況）
2011年の東北地方太平洋沖地震と津波および原発事故災害で被災した文化財や資料の迅速な洗浄修復と保存管理の経験を活かし、地区ブロックごとに一級認証博物館が中心（hub）となって二級認証博物館との間に展示・研究や情報交流など、相互に支援する活動のネットワーク（ICOM京都大会の『文化的ハブとしてミュージム』理念）を構築して、日本全体の博物館の活動の振興、機能強化と将来の発展を図る。
- ④ 新規認証申請館の誘致 ← 認証申請のメリットはあるのか？
 - ・ 社会教育調査統計（2018年）：登録博物館914館、相当施設372館、類似施設4,452館（77%）、総数5,738館。
← 博物館法第二条に新たに一項「名称付与」を加え、博物館が申請すれば「日本の博物館 {The Japanese Museum}」の名称（およびロゴマーク）を付与して、わが国および地方の文化観光の振興に寄与することを奨励する。名称付与を受けた館の専門職員は、学芸員資格を満たしていれば任用資格「学芸員」となれる。
 - ・ 申請館へは運営に関する（財務諸表など）資料や自己点検及び評価や改善措置の公開を要望する
← 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」第4条に基づく（2011年改正）

提言(1)～(3)の図示説明

| | 登録博物館制度 (現行) | | 認証博物館制度 (新規) | |
|-----------|--|------------|------------------------------------|--|
| 移行措置 | 登録博物館 | ⇒ 一括自動移行 ⇒ | 二級認証博物館 (申請すれば 一級認証博物館となるも可) | 二級認証博物館から一級認証博物館への級別変更も可 |
| | 学芸員 | ⇒ 種別移行 ⇒ | 一種学芸員 二種学芸員 | 一種学芸員と二種学芸員の種別基準 : 勤続年数 : 学芸員経験年数 |
| 新規認証・新規認定 | 博物館相当施設 博物館類似施設 独立行政法人の国立 館など | ⇒ 個別認証申請 ⇒ | 一級認証博物館 二級認証博物館 | 二級認証博物館から一級認証博物館への級別変更も可 |
| | 学芸員養成課程履修 者 学芸員認定試験合格 者 | ⇒ 個別認定申請 ⇒ | 一種学芸員 二種学芸員 | 一種学芸員と二種学芸員の種別基準 : 学芸員経験年数 : 大学院修士課程修了 : リカレント研修 : インターンシップ等修了 |

(2021年2月24日報告)

2020年の提言等の内容

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への転換

現状との乖離が著しい登録博物館制度から、日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証博物館制度への転換を提言する。

(2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

認証博物館を一級、二級に区分した新たな認証博物館制度を構築する。

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

「一種学芸員」と「二種学芸員」に区分した新たな学芸員資格の導入。

(4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

(5) 文化省（仮称）の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

博物館の運営改善と機能強化を支援する国家的な文化政策を立てるためには、文化庁が文化省（仮称）に拡充改編されることが望ましい。

認証博物館制度

新学芸員制度

提言(1)～(3)の図示説明

| | 登録博物館制度 (現行) | | 認証博物館制度 (新規) | |
|-----------|--|------------|------------------------------------|--|
| 移行措置 | 登録博物館 | ⇒ 一括自動移行 ⇒ | 二級認証博物館 (申請すれば 一級認証博物館となるも可) | 二級認証博物館から一級認証博物館への級別変更も可 |
| | 学芸員 | ⇒ 種別移行 ⇒ | 一種学芸員 二種学芸員 | 一種学芸員と二種学芸員の種別基準 : 勤続年数 : 学芸員経験年数 |
| 新規認証・新規認定 | 博物館相当施設 博物館類似施設 独立行政法人の国立 館など | ⇒ 個別認証申請 ⇒ | 一級認証博物館 二級認証博物館 | 二級認証博物館から一級認証博物館への級別変更も可 |
| | 学芸員養成課程履修 者 学芸員認定試験合格 者 | ⇒ 個別認定申請 ⇒ | 一種学芸員 二種学芸員 | 一種学芸員と二種学芸員の種別基準 : 学芸員経験年数 : 大学院修士課程修了 : リカレント研修 : インターンシップ等修了 |

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

- 大学院での学芸員養成科目・課程等の設置を念頭に置いて、一種学芸員（修士修了）と二種学芸員（学部卒）の種別を設ける。

← 日本学術会議（2002～2004年：第18期と19期）の報告で学術資料を扱う専門職員、とくに修士課程修了以上の専門職員の確保・養成制度（シニア・上級学芸員）の必要性、同時に、2007年の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」でも学芸員養成課程の高度化・実務経験の充実のために大学院における専門教育の必要性が議論された。

また、世界に類例のない日本の国家（任用）資格の学芸員制度に倣いながら、韓国は大統領令による「学芸士」には試験資格によって一級学芸士、二級学芸士、三級学芸士と準学芸士の区分を設け、より体系的な整備をおこなっている。（←「博物館及び美術館振興法」（法律第4410号））

課題

国家資格の改正が必要？

(4) -1 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

① 現行の博物館法第4条第4項を改正し、学芸員の職務内容を見直す。学芸員が業務の調査研究以外に、独創的な研究にも従事して博物館を通じて地域の活性化に貢献できるようにする。

→ 研究者としての学芸員の法的根拠を確立

第4条第4項「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」

・ 学芸員が研究者として活躍している実績のエビデンス

「学芸員の科学研究費補助金申請・採択の現状把握のためのアンケート調査」の実施（2019年3月～4月：郵送104、及びWeb回答システム利用）、総回答数86

研究助成金の獲得によって、安定した研究の継続が可能となり、新しい知識を獲得して研究者としてのレベルアップができ、展覧会へ研究成果を還元できたことが窺われる。

(4) -2 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

②学芸員の研究者としてのステータス向上を図るため。

→ 文部科学省は一定水準以上の研究能力が認められる博物館に対して、研究機関指定の基準（「科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第1号及び第4号並びに同条第4項の機関の指定に関する要項」）の柔軟化を図るべき

・現在「研究機関指定」されている博物館等は、「国立館」10館を含めて、わずか48館。指定要件の高いハードル（特に四、五）

一 学芸員が科学研究費補助金を受け取って研究を行うことに対して博物館の支援、研究計画の立案、発表、学会等への参加の自由があること

二 博物館に管理系と独立した研究系（学芸課など）の組織が存在していること

三 常勤の学芸員の原著論文発表数とその掲載誌等の評価

四 学芸員の一人当たりの研究費が年間36万円以上であること。

五 科学研究費補助金の管理等の事務が機関の事務組織の所掌事務に必ず位置づけられていること